

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・富山 会員規約

■入会金及び年会費規定

定款第8条の規定により次のとおり定める。

(1)	入会金			0円
(2)	年会費			
	正会員	個人		5,000円
		団体・企業		10,000円
	賛助会員	個人	1口	3,000円
		団体・企業	1口	10,000円

■禁止事項

本来の活動目的とは異なる以下の項目について禁止する。

1. 政治的な活動

特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

2. 暴力団とのかかわり

暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力とのかかわりを持ったり、交流したり、又そのように誤解される行為。

3. 営利活動

営利目的の活動。勧誘や販売。

4. 宗教活動

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

5. ハラスメント

6. 個人情報情報の漏洩

7. その他スペシャルオリンピックスの活動とは関係のない活動